

お客様各位

平成28年5月1日

新緑の青葉が繁れる季節を迎え、皆様方におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。

今月は下記の3点をまとめました。

1. 今月の事務
2. 被災地への寄付について
3. コラム～社会保険の適用拡大について

1. 今月の事務

今月は沢山の税金事務があります。

①個人住民税の特別徴収の準備

個人住民税の特別徴収は、社員に代わって、4月1日現在の給与支払者（特別徴収義務者）が、毎月の給与から税額分を差し引き、翌月10日までに納付する制度です（6月分の納付期限は、ことしは7月10日が日曜日のため7月11日です）。税額は、毎年6月に切り替わり、翌年5月まで年12回の均等額で、端数額は6月分で調整します。通常、各社員の住所地の市区町村から送られてくる納税通知書に従って納付します。徴収額を給与台帳や給与計算表に転記しておくとともに、通知書を社員本人に交付します。また、パソコンで給与計算をしている企業では、忘れずにデータを更新しましょう。

②固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付

固定資産（土地・家屋・償却資産）は、国の評価基準にもとづいた「適正な時価」を基に課税額が算定されます。納付時期、価格修正通知などの扱いは市町村によって異なりますが、多くは、4月末～5月末の間に、第1期分の納付期限を設けています。都市計画税は、原則として市街化区域内にある土地・家屋にかかる税金です。償却資産は課税対象にはならず、固定資産税とあわせて納付します。

③自動車税・軽自動車税の納付

自動車税・軽自動車税は、4月1日現在の自動車の所有者に対して課される税金です。都道府県または市区町村から送られてくる納税通知書に従って、期限までに納付します。なお、軽自動車税は平成28年度から税率が変わります。標準税率の引上げや、経年車重課の導入、グリーン化特例（軽課）の導入が行なわれますので、詳細をホームページ等で確認しておきましょう。4月2日以降に車を売却または譲渡した場合でも、納税通知書は4月1日現在の所有者に送付されます。

2. 被災地への寄付について

4月に発生した熊本地震は、大きな被害をもたらし、被災された方には心よりお見舞い申し上げます。

この震災に対する支援の税務的扱いをまとめますと、個人の方が義援金を支出した場合には、その義援金が「特定寄附金」に該当するものであれば、寄附金控除の適用を受けることができ、特定寄附金の額の合計額から2千円を差し引いた額が寄附金控除額として所得の金額から控除されます。来年の確定申告の際に、義援金を支出したことが確認できる書類を確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示する必要があることに注意して下さい。

法人が義援金を支出した場合には、その義援金が「国又は地方公共団体に対する寄附金」（国等に対する寄附金）に該当するものであれば、支出額の全額が損金の額に算入されます。また、被災者を

救援するために緊急に行う自社製品等の提供に要する費用は、交際費や寄付金ではなく通常の経費として全額が損金に算入されます。

3. コラム～社会保険の適用拡大について

昨年に成立した年金機能強化法に基づき、今年10月から社会保険の加入対象が拡大されます。

従業員501人以上の事業所に勤務する下記の要件を充たす短時間労働者が適用対象になります。

- ① 1週間の所定労働時間が20時間以上
- ② 月額賃金88,000円以上（年収換算で106万円以上、残業代や交通費などは含まない）
- ③ 継続して1年以上雇用される見込があること

現行の社会保険の加入要件は「週30時間以上かつ2ヶ月以上の雇用見込み」であり、かなり要件が緩和されますが、学生は従来通り除外されます。

これは、社会保険制度における、働かない方が有利になるような仕組みを除去することで、特に既婚女性が夫の社会保険の扶養家族であるために、年収130万円未満という枠を守ろうとする「130万円の壁」を取っ払うことで女性の就業意欲を促進して、今後の人口減少社会に備えることが大きな目的です。今後は「106万円の壁」になるのでしょうか。

更に、被用者でありながら被用者保険の恩恵を受けられない非正規労働者に被用者保険を適用し、社会保険における「格差」を是正することも目的としています。

非正規労働者が国民健康保険及び国民年金に加入すると保険料負担が苦しく、社会保険加入によって事業主が保険料の半分を負担することで、非正規労働者のセーフティネット強化に繋がります。

では、会社の対策として考えられることは、大きく3つあります。

- (1) 社会保険の加入を希望しない短時間労働者の労働時間を抑制する。
- (2) 一人当たりの労働時間を抑制するため、業務の効率化を図る。
- (3) 優秀な短時間労働者については、正社員化や社会保険加入を進めることで確保する。

(3)の正社員化や社会保険加入を進めるための支援措置が政府から示されており、「キャリアアップ助成金」を使えば、短時間労働者を正社員化した場合に、一人当たり最大50万円が支給されます。

更に、4月からは、短時間労働者の労働時間を延長した場合の助成額等が拡充され、従来一人当たり10万円を1年度1事業所当たり10人が上限とされていたものが、これからは一人当たり20万円を1年度1事業所当たり15人が上限に引き上げられます。

なお、従業員500人以下の事業所は平成31年以降に適用予定ですが、最近ではバブル期以来の求人難のため、社会保険が早期適用される大手企業に優秀な人材を取られないためにも、上記の対策を講じておく必要があるようです。

記帳指導、決算・税金対策から人事労務対策までワンストップで対応します。
私共は最も頼りになるパートナーを目指しております。共に成長しましょう。

認定経営革新等支援機関 **坂田公認会計士事務所**

〒669-1544 三田市武庫が丘8-14-1

代表 公認会計士・税理士・社会保険労務士 坂田正一郎

TEL 079-506-0686 FAX 079-563-9128

E-Mail sakatacpa@leto.eonet.ne.jp HP <http://www.sakata-office.biz/>